

## 県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査報告）について

## 1 監査の概要

- 長野県本人確認情報保護管理規程第7条の規定に基づき、セキュリティ責任者（市町村課長）は住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）の適正な運用を図るために監査を実施。
- 監査の基本方針及び方法は、「県事務への住民基本台帳ネットワークシステムの利用に係る監査実施方針」（以下「監査実施方針」という。）に定め、これに基づきセキュリティ責任者及びネットワーク管理者（情報政策課長）が監査実施計画を毎年作成し、県機関における住基ネットに係る運用や職員が遵守すべき事項が守られているかを確認。

## 2 監査の実施方法

- 監査実施方針に基づき、事務利用機関等が自ら行う自己点検、内部監査人が監査する内部監査及び外部監査人が監査する外部監査の3種類を実施。

区分	方法等			対象機関
	内容	実施時期	監査人	
自己点検 (H20年度～)	調査表の該当項目について、1点から3点の3段階で自己点検を行う	毎年1回	各機関の責任者	事務利用機関+運用機関（32機関） ○事務利用機関（30機関） 消防課、総合政策課、職員課、税務課、こども・家庭課、私学振興課、地域福祉課、保健・疾病対策課、障がい者支援課、ものづくり振興課、山岳高原観光課、国際観光推進室、農業政策課、建築住宅課、公営住宅室、高校教育課、特別支援教育課、交通指導課、監査委員事務局、国際課、10地域振興局総務管理課 □運用機関（2機関） 市町村課、情報政策課
内部監査 (H20年度～)	自己点検結果について内部監査人が実地に検証する	1機関あたり	セキュリティ責任者及びネットワーク管理者の指定する職員	○事務利用機関（30機関） 同上
外部監査 (H21年度～)	自己点検結果について外部監査人が実地に検証する	3年に1回	一定の資格・能力を有する監査人	○事務利用機関（30機関） 同上

## 3 令和2年度監査結果

区分	実施機関	監査者	監査結果 (3点満点)	指摘内容と対応
自己点検	事務利用機関、運用機関（32機関）	事務利用機関、運用機関	3.00点	—
内部監査	消防課、職員課、地域福祉課、国際観光推進室、建築住宅課、公営住宅室（6機関）	市町村課	2.97点	責任体制の未整備
外部監査	障がい者支援課、諏訪地域振興局（2機関）	外部監査人(株インテック)	—	2月9日、10日実施予定

#### 4 対応案

一部利用機関において、事務利用責任者について、本人が職責を認識していない等、責任体制が未整備となっている事例が見受けられた。事務利用責任者については、毎年度当初に開催している担当者研修会において、各所属の長（課長等）が職責にあたる旨記載しているが、その内容を職場内で十分に共有されず、本人が職責を認識できていない場合があるため、今後、研修会後に研修内容の職場内での共有状況を確認するなどにより、再発防止を図る。